

各介護保険事業者 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の免除認定の更新について（通知）

令和 6 年 2 月 2 9 日付け事務連絡で厚生労働省から、標記の件について通知があり、被災した被保険者の利用者負担の減免措置の期間について、次のとおり延長することとされました。

既に減免を受けている当該被保険者に対しては、本措置延長について通知いたしますが、各事業者の皆様においても、関連事業所等への周知をお願いします。また、利用者負担額減額・免除認定証が発行されている被保険者だけでなく、当該地域からの避難者から新規申請があった場合も対象となりますので適宜対応をお願いします。

1 対象者が有する証

介護保険利用者負担額減額・免除認定証（東日本大震災被災者用）

2 免除対象者・免除適用期間

対象者	利用者負担免除適用期間
帰還困難区域	令和 7 年 2 月 2 8 日まで実施
旧避難指示区域等 ※2	令和 6 年 7 月 3 1 日まで実施（※1 上位所得層 は除く） 所得判定の結果、対象となる場合は、令和 6 年 8 月 1 日から 令和 7 年 2 月 2 8 日まで更新する

※1 上位所得層 被保険者個人の合計所得金額が 6 3 3 万円以上の方

※2 旧避難指示区域等

- ・平成 2 5 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）
- ・平成 2 6 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）
- ・平成 2 7 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）
- ・平成 2 8 年度及び平成 2 9 年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）
- ・令和元年度に指定解除とされた旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）
- ・令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）
- ・令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）

（給付係担当）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 0 4 4 7

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6